遺言書の作成をお考えの方へ
～自筆証書遺言書の保管制度ご利用までの流れ～

スタート！

遺言書を作成したい

- 自分で書いて作成する
  自筆証書遺言書：民法９６８条
  - 自筆証書遺言書保管制度を利用する
    （注）遺言者本人が法務局（遺言書保管所）に来庁しなければなりません
    → 遺言書の作成　※１
    （遺言書の様式例は法務省ホームページに掲載）
    → 作成した遺言書を法務局（遺言書保管所）へ預ける
    「手続のご案内パンフレット」を必ずご覧ください
  - 自筆証書遺言書保管制度を利用しない
    又は
    遺言者本人が法務局に来庁できない
    → 遺言書の作成
    → 作成した遺言書はご自身などで保管する
    （法務局に預けない）
    完了
- 自分では作成しない又は作成できない
  → 公証人役場へ作成を依頼する
  → 公正証書にて作成
  公正証書遺言書
  民法９６９条
  → 遺言書作成後は公証人役場にて保管される
  完了

遺言者の本人確認書類　※２
マイナンバーカードなど顔写真入りの身分証明書

- 持っている
  → 住民票を取得する　※３
  （本籍地＆戸籍の筆頭者入り）
- 持っていない
  - 遺言者の本人確認書類を取得する
    → 本人確認書類を取得した
    → 住民票を取得する　※３
    （本籍地＆戸籍の筆頭者入り）
  - 本人確認書類を取得しない
    → 申し訳ありませんが，法務局で遺言書を保管することはできません
    m(_ _)m

申請する法務局（遺言書保管所）を決める

沖縄県内に
①遺言者の住所地
②遺言者の本籍地
③遺言者の所有する不動産の所在地
のいずれかを有する方は、沖縄県内のいずれの遺言書保管所でも保管手続きができます。
ただし，既に他の遺言書を法務局（遺言書保管所）に預けている場合には，その遺言書保管所になります。

→ 申請書を作成する　※４
（申請書様式は法務省ホームページに掲載）

→ 保管申請の予約をする
（予約専用ホームページ又は法務局へ電話にて予約）

→ **持参するものを用意する**
①遺言書 ※１，②本人確認書類 ※２，③住民票 ※３，
④申請書 ※４，⑤保管手数料（３，９００円）

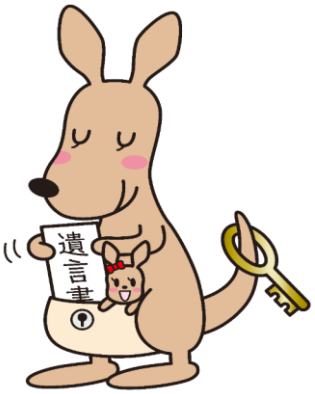

遺言者本人が法務局（遺言書保管所）へ来庁・申請
【保管手続完了】(^_^)v